



卒業式が近いというのに、外はまだ冬景色。  
雪が降ったり解けたり凍ったり、道路状況は  
常に変化します。  
車の運転は油断大敵。  
氷にはもうコーリゴリ。

## 闘争戦術は解除！！

3月10日に大森町長と行った団体交渉の経過をお知らせします。同日、中央公民館で報告集会を開催しましたが、残念ながら参加者数は執行部を含め20名程度でした。

なお、交渉における主な回答内容は次のとおりです。

- 今後の独自削減は、渡島西部4町で木古内町のみが独自削減を行っている現状を踏まえ、平成24年度の回復に向けて努力したいとの前進回答がされました。
- 今年の人勤についても、労使協議で決定をすることとするが、マイナス勧告の場合はこれまでと同様に実施しないことを確認しました。
- ワタリ解消に伴う、主幹制度導入等については次のとおり回答がされました。
  - ・主幹職は管理職でない一般職とするが、課における課長補佐的な位置づけとする。当面は「わたり解消を優先する」ことから、本年4月における配置は原則1グループとするが一部複数の配置も検討している。
  - ・4級主任は、主幹制度導入に伴い主査発令とするが、主査に発令されない主任は副主査とする。
  - ・公務補、調理員は副主査発令せず3級へ降格させる。これにより、退職金は減額となるが、月例給の削減率を活用するなど保障し、生涯賃金はほぼ確保したい。
- 欠員不補充については、組合との協議期間を十分に確保するよう来週には提示したい。
- 給食センターの退職者補充は、臨時職員配置となるが運営に支障がでないよう、知識・経験とも豊富な人員配置を優先し、残された職員に十分に配慮する。
- 病院の経営形態変更については、調査研究と言えども慎重に進め常に組合へ情報提供を行い対応する。

公務補・調理員の提案は継続協議としましたが、自治労渡島地方本部と協議したうえで、春闘の最低妥結基準を上回る回答である事を確認し、29分時間内くい込み集会をはじめとした闘争戦術を解除することとしました。

なお、組合旗の掲揚は民間労働者の闘争支援もあることから3月末まで続きます。

## 「おかだ」から「ささだ」へ 地域のために全力で働く

3月10日に「おかだ俊之道政報告会」が中央公民館で開催されました。



おかだ道議からは、16年間の活動報告と、これまでの長い間の皆様のご支援・ご指導に対し、感謝が述べられていました。

「おかだ俊之」の意志を引き継ぐ「ささだ浩」氏は弁士として、おかだ道議の労をねぎらうとともに、現在山積している道政課題の解決のため、さらには、地域のために全力で働く決意を述べました。

「ささだ浩」は3つの提言を掲げ、皆さまの声を賜りながら、さらに政策を増やしていきたいと力強い挨拶をしました。

**さ 産業の振興**  
**さ サービスの充実**  
**だ 誰もが安心して暮らせる社会づくり**



### 町職労旗開き 【1月27日】

80名の参加で今年もにぎやかに♪  
PSPはだれの手に？

# 活動の軌跡

### 逢坂誠二新春の集い 【1月30日】

140名の方が集まり、国会での活動や情勢などについて意見交換しました。花束贈呈の村井さん、ありがとう♪



### 道本部中央委員会 【2月2日】

書記長など2名で参加。画像は道本部山上委員長から推薦状をもらう知事候補木村としあきさん。



## ことしの春闘 単組1企画1行動 同じ職場ではたらく 臨時・パート職員の思いは？

自治労では例年の春闘時、単組で1企画1行動として様々な課題に対して話し合いを行い、取り組んでいくよう提起しています。

当町でも、昨年は消防職場の協議会結成に取り組んできましたが、今年は同じ職場ではたらしながらも低い賃金や待遇となっている、臨時・パート職員との話し合いをすることとしました。3月8日から10日の3日間、執行部から2名が、そして介護老人保健施設「いさりび」の臨時・パートの方々には合計で14名に参加いただきました。

話し合いで出された主な意見

- ・正職員化を希望する
- ・正職と臨職との業務範囲をきちんと考えるべき
- ・同じ仕事をしているのに正職員との差がありすぎる
- ・一時金が少ない、そして寒冷地手当などももらえない
- ・賃金が安くて結婚できない、するとしたらほかの職場に移らざるを得ない
- ・夜間も日中と同じ単価なのはおかしい
- ・正職員のように夏季休暇がほしい
- ・連続した休みがとれない
- ・公休もとれず年度末に超過勤務手当で精算している
- ・家族の関係で突発的に休みがほしくても人手不足のためとれない



それぞれの立場での意見、発言ですので相反するものもありますが、やはり、不安定な雇用や低い賃金・手当、休暇などに意見が集中していました。人勧制度が廃止になった場合、労組法の適用で事業場ごとに労働者の過半数を結集しなければ労働側代表とはなりません。今後も継続して話し合いを続け、臨時・パート職員の賃金や待遇改善の取り組みを行うとともに、信頼される組織を目指して活動していきます。